

事前
告知

令和8年10月1日から

プラスチックごみの 出し方が変わります！



Before

これまで
(令和8年9月まで)

資源物1類
(容器包装プラスチック)

- 食品トレー ●詰め替え用パウチ
- 卵パック ●発泡スチロール
- 豆腐パック ●梱包材(プチプチ)
- お菓子の袋 など
- 弁当の容器
- 洗剤の容器
- シャンプーの容器



もえるごみ
(プラスチック製品)

- 歯ブラシ ●洗面器
 - タッパー ●おもちゃ
 - CDケースなどのプラスチック製品
- プラマーク
無し

After

令和8年10月から

新名称

資源物1類(プラスチック資源)

容器包装プラスチックと
プラスチック製品を
一緒に入れてお出してください。



✓ 出せるものの見分け方3つのポイント

POINT
1



プラスチック**100%**で
できている

POINT
2



30cm未満

いちばん長い部分が30cm未満

POINT
3



水で軽くすすいで汚れが落ちる

※汚れが落ちないものは**もえるごみ**でお出してください。
※30cm以上はもえないごみ、90cm以上は粗大ごみでお出してください。

収集曜日は、これまでどおり資源物1類の日です。

